

## 第1 目的

株式会社マイファームは、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（3）のアの大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援に係る補助金の交付の手續等の実施規程を定め、交付等要綱、大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和6年3月29日5輸国第4970号農林水産省輸出・国際局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程により、本事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）への補助金の交付等を適正に実施する。

## 第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者又は団体とする。

ア 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者

イ 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者

ウ 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

エ 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の間接補助事業者として、適当と認められるもの

オ 第2の2に規定する要件を備えた協議会

2 第2の1のオの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 事業実施主体は、次のアからオまでのいずれにも該当してはならない。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- オ 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

### 第3 事業の内容と補助対象経費等

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国・地域の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するための輸出事業計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善その他本事業の趣旨に資する以下の取組への支援を実施する。

#### 1 輸出産地形成事業計画実行等支援の実施

株式会社マイファームは、採択された事業実施主体が行う以下の取組について、その要する経費を事業実施主体に補助するものとする。

##### (1) 生産・加工等の体制構築支援

輸出産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農薬規制や動植物検疫への対応、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷・製本費、通信・運搬費等

##### (2) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の実効性を高めるため、海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・テスト販売等による検証・改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出展費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信・運搬費、資料印刷・製本費等

##### (3) その他支援

本事業の趣旨に資する取組（(1)及び(2)に該当しない取組）

##### (4) (1) から (3) までの申請に当たっては、算出した本事業期間中における所要額

の記載を要するが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されるので、必ずしも所要額とは一致しない。

また、補助対象経費に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当。例えば委託費の内訳としての人件費。）を計上する必要がある場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定すること。

なお、所要額については、千円単位で計上すること。

## 2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第7の2の（5）の交付決定前着手届により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (3) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (4) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (7) (1) から (6) までに掲げる経費のほか、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 3 補助率

補助率については定額とし、1事業実施地区当たりの補助金額については、4.2百万円を上限とする。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

## 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年3月14日までとする。

## 第5 事業の成果目標等

事業の計画期間は2年以内とする。成果目標は輸出の増加額とし、目標とする時期は、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度の1年間とする。ただし、特段の事

情がある場合には、株式会社マイファームと協議の上、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度から起算し、5年以内を可能とする。

また、事業年度別の事業計画最終年度以前の各事業年度については、輸出事業計画の実施、計画の検証等による生産・加工体制の構築を行っている最中であり、輸出額の増加が発現しにくいことから、成果目標の設定については、事業実施計画に記載した取組の達成度とし、目標とする時期は、各事業年度とする。

併せて、本事業の成果目標として、目標とする時期における「事業実施主体や参画事業者の役員報酬や従業員の給与・賞与の金額」又は「事業に参画し輸出産品を供給する農林漁業者に支払われる輸出向け仕入単価及び輸出向け仕入数量」の向上に係る目標を設定すること。

## 第6 事業実施に関する留意事項

- 1 輸出事業計画の作成後、速やかに輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日農林水産大臣決定）に規定する手続に従い、輸出事業計画の認定の申請を行い、農林水産大臣の認定を受けるものとする。
- 2 事業実施計画において関連支援事業（ハード事業及びソフト事業）の活用を予定している場合は、計画を策定する前に都道府県及び各地方農政局等に対して協議や相談を行うこととする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 4 海外でのテスト販売等のプロモーションを行う場合は、輸出支援プラットフォームの構成員等と連携して行うこと。
- 5 株式会社マイファームに事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示すチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、該当するチェックシート等（別記様式1の別添3）を添付の上交付申請時に併せて提出すること。

## 第7 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成及び承認

実施要領別記2 輸出産地形成事業計画実行等支援第4の2の（1）により国から採択され株式会社マイファームから採択の通知を受けた事業実施主体は、別記様式1により作成した事業実施計画を株式会社マイファームに提出して、承認を受けるものとする。

事業実施主体は、特段の事情がない限り速やかに事業実施計画を株式会社マイファームに提出すること。

### 2 補助金交付の申請

- （1）1の承認を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式3により交付申請書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。

る。

- (2) 事業実施主体は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- (3) 株式会社マイファームは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めた場合には速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (5) (4)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ、(1)において交付申請書を提出する株式会社マイファームの適正な指導を受けた上で、別記様式2により交付決定前着手届を作成し、交付決定前に事業に着手する理由を明記して株式会社マイファームに提出するとともに、別記様式3による交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。株式会社マイファームは、事業実施主体から交付決定前着手届の提出があったときは、農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

株式会社マイファームは、交付決定前着手届の提出を受ける前に交付決定前に事業に着手する理由等を検討するとともに、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するものとし、事業着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるように努めるものとする。

- (6) 事業実施主体が交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した別記様式4を株式会社マイファームに提出しなければならない。

### 3 事業の委託

事業実施主体が事業内容の一部を他の者に委託して行わせる場合は、あらかじめ次に掲げる事項を事業実施計画書の別添の経費内訳書の備考欄に記載するものとする。

- (1) 委託先名
- (2) 委託する事業の内容
- (3) 当該事業に要する経費

### 4 契約等

- (1) 事業実施主体が事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体が(1)の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式5により指名停止等に関する申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

#### 5 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体が以下の(1)から(3)までに掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式1により事業計画変更承認申請書を株式会社マイファームに提出し、その承認を得るものとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 第3項により委託をする事業の新設又は内容の変更

#### 6 事業の中止又は廃止

事業実施主体が事業の中止又は廃止を行う場合には、別記様式1により事業中止若しくは廃止の承認申請書を株式会社マイファームに提出し、農林水産省輸出・国際局長の承認を得るものとする。

#### 7 補助金の支払方法

補助金の支払方法は原則として精算払いとする。ただし、予算決算及び会計令(昭和22年勅165号)第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、事業実施主体からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払いをすることができる。

事業実施主体が補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとする場合は、別記様式6により概算払請求書を株式会社マイファームに提出しなければならない。

### 第8 事業遂行状況の報告

事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式7により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに株式会社マイファームに提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき同時に第7の7に基づく概算払いを受けようとする場合は、別記様式6による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

### 第9 事業実施状況等の提出

#### 1 事業実施状況の提出

事業実施主体は事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式1)に準じて事業実施状況報告書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。

#### 2 事業実績報告書の提出

(1) 事業実施主体が事業を完了したとき(廃止の承認があったときを含む。)は、その日から1ヶ月を経過した日又は令和7年3月24日までのいずれか早い日までに別記様式8による事業実績報告書を作成し、株式会社マイファームに提出する

ものとする。

- (2) 事業実施主体は、別記様式8による事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 事業実施主体は、別記様式8による事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式9により消費税仕入控除税額報告書を作成しその金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに株式会社マイファームに報告するとともに、株式会社マイファームの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

### 3 補助金の額の確定等

- (1) 株式会社マイファームは、別記様式8による事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 株式会社マイファームは、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) (2)の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

### 4 事業成果の報告

- (1) 本事業の取組について、事業実施主体は、第5に規定する事業の計画期間最終年度の翌年度から成果目標とする時期までの間、別記様式10により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに株式会社マイファームに報告するものとする。
- (2) 当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ株式会社マイファームに報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。
- (3) 株式会社マイファームが、(1)及び(2)の報告を受けたときは、遅滞なく農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

## 第10 額の再確定

- 1 事業実施主体は、第9の3の(1)による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社マイファームに対し当該経費を減額して作成した事業実績報告書を第9の2の(1)に準じて提出するものとする。
- 2 株式会社マイファームは、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第9の3の(1)に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第9の3の(2)及び(3)の規定は、前項の場合に準用する。

#### 第11 交付決定の取消等

1 株式会社マイファームは、事業実施主体より第7の6による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の2の(3)による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、交付等要綱、実施要領又は実施規程に基づく株式会社マイファームの処分又は指示に違反した場合

(2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

(4) 事業実施主体が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 株式会社マイファームは、前項の規定による取消しをした場合において、事業実施主体に既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 株式会社マイファームは、取消しをした場合において、第11の2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第11の2による補助金の返還及び第11の3による加算金の納付については、第9の3の(3)の規定を準用する。

#### 第12 補助金の経理

1 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え別記様式11により財産管理台帳を作成し、その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

5 地方公共団体が本事業の事業実施主体になる場合であって、かつ、本事業を実施するため、補助金として第3の1に掲げる費目を支出する場合、事業実施主体は、事業の実施にあたり、必要に応じて補助金の交付の手続等について実施規程を作成することができる。

実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- ア 交付申請及び実績報告
  - イ 交付の決定及び補助金の額の確定等
  - ウ 申請の取下げ
  - エ 補助金の支払い
  - オ 交付決定の取消し等
  - カ 補助金の経理及び補助金交付先に対する調査
  - キ 個人情報保護等に係る対応
  - ク 海外の付加価値税に係る還付金の納付
  - ケ 事業実施報告書
  - コ 補助金交付先の適格性に関する項目
- 等

6 地方公共団体が事業実施主体である場合は、交付等要綱第32第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業にかかる歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式12により補助金調書を作成しなければならない。

### 第13 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、株式会社マイファームを通じ、国に提出することを条件に、事業実施主体又は参画事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社マイファームを通じ農林水産省に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に株式会社マイファームを通じ、農林水産省と協議して承諾を得ること。

### 第14 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、株式会社マイファームを經由して手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、株式会社マイファームを經由して手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

#### 第15 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は公用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ株式会社マイファームの承認を受けなければならない。

#### 第16 報告又は指導

株式会社マイファームは、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

#### 第17 守秘義務

事業実施主体及び参画事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。

なお、情報のうち第三者の機密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

#### 附 則

この実施規程は、令和6年5月30日から施行する。

別記様式1（実施規程 第5、第7及び第9関係）

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長 西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年度輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、上記「第7の1」を「第7の5」とすること。
- 3 中止又は廃止の場合には、上記「第7の1」を「第7の6」とすること。
- 4 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 5 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 6 事業実施状況に係る報告として本様式を用いる場合には、件名を「令和〇年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施計画の実施状況の報告について」とし、別添「第1総括表」及び「第2個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別 添 1

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負 担 区 分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計						

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表 1 の区分により記入すること。  
 2 事業細目は、交付等要綱別表 1 の大規模輸出産地モデル形成等支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

別添2 個別事業実施計画添付資料

事業名	大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業 計画実行等支援（事業実施主体名）
品目	

事業実施主体の担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail	URL		

## 1 事業実施主体に関する事項

※必要に応じ、関係資料を添付してください。

(事業実施主体の概要)

※団体ホームページのURLを記載してください。

※上記ホームページに、以下の情報が記載されている場合はをお願いします。

業務（事業）内容

財務状況

(事業実施主体における過去の類似・関連事業の実績、実施内容、GFPコミュニティ  
サイト登録の有無等)

(事業実施主体の担当者及び輸出に知見及び専門性のある者の過去の業績等)

※担当者全員の業績等を担当者ごとに具体的に記載してください。

①農林 太郎（所属・役職）

②農林 花子（所属・役職）

(事業実施主体における本補助事業以外の別の補助事業の申請又は採択事業の有無)

有・無

※有の場合は、その事業名を記載してください。

## 2 事業概要

※取組対象となる産地の現状を記載してください。また、都道府県域をまたぐ等産地間での連携、6次産業化の取組等特筆すべき事項があれば記載してください。

### (事業の目的)

※輸出に当たっての実績や取組の背景となる課題等について記載してください。

### (事業の内容)

※輸出先国のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の規制への必要な対応、必要な生産・加工体制などを把握し、計画年度終了後、目標輸出額を実現できる具体的な取組内容を記載してください。

## 3 実施体制

※事業実施体制を図示してください。また、参画事業者、連携又は委託を行う団体や輸出に知見を有する者等について、その名称、概要及び事務処理体制についても記載してください。

4 実施スケジュール

(主な内容が分かるように記載してください。)

(1) 事業年度別の事業計画

(例)	2024年 ○月	・ ・	2024年 ○月		2025年 ○月	・・・	2025年 ○月
生産・加工等の体制構築支援 ・○○研修 ・△△調査 ・					○研修受講 ○調査		
輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援 ・展示会出展 ・							○出展

(2) 当該年度の事業実施計画

(例)	2024年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月
生産・加工等の体制構築支援 ・○○研修 ・△△調査 ・							開催		申請	→		

5 上記4の(2)当該年度の事業完了予定年月日

年 月 日

## 6 事業の目標（達成すべき成果）

達成すべき成果として、①現状の輸出額と目標年の輸出見込額、②当該年度に実施する事業実施計画の達成度について記載してください。

（現状の輸出額と目標年度の輸出額）

※目標とする時期は、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度の1年間としてください。ただし、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度に発生しない場合は、具体的な理由を記載のうえ、目標年は事業年度別の事業計画最終年度の翌年度から5年以内としてください。

※数値目標の記載例

目標年度の輸出額（令和●年度）○○千円－現状の輸出額（令和●年度）○○千円  
＝ 差額（輸出増加額）○○千円

①現状の輸出額と目標年の輸出見込額（達成すべき成果）

※事業年度別の事業計画最終年度の翌年度以降の年度毎の輸出見込額を記載し、達成すべき輸出見込額を設定してください。

②当該年度に実施する事業実施計画の達成度（定性的に記載）

## 7 期待される効果・波及効果

※定量的な効果は輸出額の増加であるが、それ以外の考えられる効果を定性的でよいので記載してください。また、中間管理事業、担い手対策、地方創生、インフラ整備など他施策との連動があれば、それについても記載してください。

## 8 事業成果・効果の検証方法

## 9 所得向上に係る効果の目標

指標：

指標の現状：

目標年度（事業計画最終年度の翌年度）の指標の目標：

※以下の指標のうち、少なくともいずれか1つは必ず選択すること。（以下の指標に加えて、効果を客観的に補足できるような任意の指標を設定することも妨げません。）

- ① 事業実施主体や参画事業者である農業生産法人等の役員報酬や従業員の給与・賞与の金額（役員・従業員一人当たりの平均金額）
- ② 事業に参画する農林漁業者へ支払われる国内販売向けの仕入単価と輸出向けの仕入単価及び輸出向け仕入数量

※指標の現状や成果を報告する際には、指標の変動要因も踏まえて報告すること。

（例）給与が高いベテラン社員の定年退職が続いたため、従業員一人当たりの平均給与金額が下がっているが、輸出を開始した令和〇年以降、毎年、従業員の給与を〇%ベースアップしている 等

※必要に応じて資料を添付してください

**経 費 内 訳 書**  
(単位：千円)

区 分	事業費			備 考
	事業費	国庫補助金	自己負担	
※事業の実施内容との関係が分かるよう可能な限り具体的な積算に努めてください。 (記載例)				※1 各経費については、別記2 輸出産地形成事業計画実行等支援の第3の2の事業の内容と補助対象経費等を参考に記載してください。 ※2 事業の一部を委託する場合には、委託先名、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載してください。 ※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載してください(別葉可)。 ・謝金 150 千円 (3 人×5 日×10 千円) ・研修費 45 千円 (15 千円×3 日) ・海外試験販売費 (〇〇国 〇〇〇〇) 468 千円 (海外航空賃 (往復) 400 千円×1 人)
1 生産・加工等の体制構築支援				
2 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
3 その他支援	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

(注) ・備考欄には、経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載してください。

- ・補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。
- ・事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- ・謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。
- ・事業実施計画に基づく事業を実施するため、自己負担で賄う主な経費についても概要を記載してください。

(参考)

## 参画事業契約書

〇〇株式会社、▲▲株式会社、□□株式会社、3社間にて以下の通り契約する。

第1条 大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援において、協働で当事業を遂行する。

第2条 当事業の遂行にあたり、〇〇株式会社を代表者とする。

〇年〇月〇日

農業生産法人 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

株式会社▲▲果樹園  
代表取締役 ▲▲ ▲

□□株式会社  
代表取締役 □ □□

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
⑤	<input type="checkbox"/>	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑥	<input type="checkbox"/>	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑦	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
⑧	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
⑨	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑭	<input type="checkbox"/>	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
③	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
④	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 農薬の適正な使用・保管
⑤	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑥	<input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	<input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 家畜排せつ物の管理基準の遵守

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input type="checkbox"/>	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
⑭	<input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

	申請時 (します)	<b>(1) 適正な施肥</b>
①	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	<b>(2) 適正な防除</b>
③	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管
④	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	<b>(3) エネルギーの節減</b>
⑤	<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	<b>(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
⑧	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討

	申請時 (します)	<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>
⑩	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

	申請時 (します)	<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

	申請時 (します)	<b>(1) 適正な施肥</b>
①	<input type="checkbox"/>	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	<b>(2) 適正な防除</b>
③	<input type="checkbox"/>	※養殖を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 水産用医薬品の適正な使用

	申請時 (します)	<b>(3) エネルギーの節減</b>
④	<input type="checkbox"/>	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑤	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	<b>(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	<input type="checkbox"/>	※養殖を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討

	申請時 (します)	<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>
⑨	<input type="checkbox"/>	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 資源管理協定の遵守
⑩	<input type="checkbox"/>	※養殖を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討
⑪	<input type="checkbox"/>	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 漁場改善計画の遵守

	申請時 (します)	<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑭	<input type="checkbox"/>	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

	申請時 (します)	<b>(1) 適正な施肥</b>
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討

	申請時 (します)	<b>(2) 適正な防除</b>
②	<input checked="" type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）

	申請時 (します)	<b>(3) エネルギーの節減</b>
③	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	<b>(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
⑦	<input type="checkbox"/>	※と畜場でない場合（と畜場である <input type="checkbox"/> ) 食品ロスの削減に努める
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>
⑩	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑭	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑮	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1)適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2)適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4)悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6)生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

	申請時 (します)	<b>(1) 適正な施肥</b>
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	<b>(2) 適正な防除</b>
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

	申請時 (します)	<b>(3) エネルギーの節減</b>
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	<b>(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 （該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合にはにチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1)適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2)適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4)悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6)生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

別記様式2（実施規程 第7第2の（5）関係）

令和〇年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第7の2の（5）の規定に基づき、事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することを届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式3（実施規程 第7の2の（1）関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第7の2の（1）の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援	円	
（1）生産・加工等の体制構築支援	円	
（2）輸出事業計画の事業効果の検証改善支援	円	
（3）その他輸出事業計画の実行等	円	
計	円	

記

- I 事業の目的  
「事業実施計画書のとおり」
- II 事業の内容及び計画  
「事業実施計画書のとおり」

### III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援  (1) 生産・加工等の体制構築支援  (2) 輸出事業計画の事業効果の検証改善支援  (3) その他輸出事業計画の実行等	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、補助事業者ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

IV 補助事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

V 添付書類

1 事業実施計画書

別記様式4（実施規程 第7の2の（6）関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援交付申請取下書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年度の事業について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第7の2の（6）の規定に基づき申請する。

記

- 1 補助事業の交付申請を取り下げる理由
- 2 特記事項

別記様式5（実施規程 第7の4の（2）関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号  
年 月 日

事業実施主体 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式6（実施規程 第7の7及び第8関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第7の7の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	総事業費	(A) 国庫 補助金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇月〇 日現在 の出来 高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額	〇月〇 日まで の予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注1) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

(注2) 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

(注3) 「区分」の欄には、様式3の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式 7 (実施規程 第 8 関係)

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第 8 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注 1) 区分の欄には、様式 3 の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

(注 2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式 8 (実施規程 第 9 の 2 の (1) 関係)

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援事業  
実績報告書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第 9 の 2 の (1) の規定により、その実績を報告する。  
また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援				
(1) 生産・加工等の体制構築支援				
(2) 輸出事業計画の事業効果の検証改善支援				
(3) その他輸出事業計画の実行等				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

## IV 事業の完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## V 収支精算

## (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

## (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「区分」の欄には、様式3の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

## VI 添付書類

- 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 添付書類については、実施報告書別添、所定の経費明細書、領収書貼台紙に請求書、申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 3 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。

別記様式9（実施規程 第9の2の（3）関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第9の2の（3）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |                                  |   |   |
|----------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額             | 金 | 円 |
| (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) |   |   |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額          | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）    | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額した場合は、（3）の資料を除き添付不要である。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式10（実施規程 第9の4関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援事業成果報告書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和○年○月○日付け第○○○○号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援実施規程第9の4の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として別添を添付すること。

## 別添

### 1 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称

(2) 担当者の役職名及び氏名

(3) 担当者の連絡先

電話：

メールアドレス：

### 2 事業の目標

### 3 活動内容

(注) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

### 4 進捗状況

(1) 目標達成状況

(注) 事業実施の取組に対する達成状況（輸出額）を記載すること。

(2) 目標達成状況の背景（要因分析）

(注) 事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

### 5 次年度以降目標達成年度までの活動方針

(注) 上記分析を踏まえた目標達成年度までの活動方針について、具体的に記載すること。

別記様式11（実施規程 第12の3 関係）

## 財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

事業実施年度		令和 年度			農林水産省所管補助金名										
事業 種類	事業の 内 容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
合		計													

- (注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- (注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- (注3) 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- (注4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式12（実施規程 第12の6 関係）

令和〇〇年度  
農林水産省所管

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円												
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。